

令和2年度 第2回国立大学法人島根大学学長選考会議<議事要録>

日 時： 令和2年7月13日(月) 16:05～16:53
場 所： 松江キャンパス 本部棟 3階 特別会議室
開催方法： 対面及びWeb会議 (Skype for Business)
出席者： 大西委員、有澤委員、秦委員、高塩委員、谷口委員、大矢委員、
丸橋委員(法文学部長)、加藤委員(教育学部長)、村瀬委員(人間科学部長)、
鬼形委員(医学部長)、廣光委員(総合理工学部長)、井藤議長(生物資源科学部長)
欠席者： なし
陪席者： 千家監事、藤田理事、長澤理事、総務部長、総務課長、総務課係長

議 題

1. 学長選考(再任審査)基準の決定について

議長から、学長選考基準のうち「3. 対応すべき課題」について、前回の会議で提示した(1)の修正及び(11)の追加、今回新たに委員から提案のあった(12)の追加について説明があった。

【修正】

(1) 大学入試・高大接続改革を実行し、入学志願者の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価できる新しい入試方法を開発し、実施すること。修正前

(1) 大学入試・高大接続の適切な実施により多様な受験生を確保すること。修正後

【追加】

(11) 学生及び教職員にとって安全で健康な環境を整備するとともに、危機管理に努めること。

(12) 国内・国際社会における大学の責任を認識し、SDGs等の人類の共通課題に積極的に取り組むとともに、構成員の人権を尊重し、市民に対しても可能な限り開かれたキャンパス環境を整えること。

委員から、国立大学のこれからの考えると、国際社会の中で活躍していく上でのスタンダードを備えていくことも一つのテーマと考えるので、その視点を入れる趣旨で(12)を提案したと説明があった。

委員から、(12)のSDGsに何らかの説明を加えるべきではないかとの意見があった。

審議の結果、(12)のSDGsに日本語の説明を加えたうえで、提案の通り(1)を修正し、(11)及び(12)を追加した学長選考基準が議決された。

2. 業績評価の実施について

議長から、資料により業績評価の原案について説明があり、審議の結果、原案通り議決された。

3. その他

委員から、島根大学学長選考等規則に学内意向調査について規定されているが、国立大学法人

ガバナンス・コードの基本原則3の補充原則3-3-1①に、「学長選考会議は意向投票によることなく自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行わなければならない」との趣旨が書かれており、学内意向調査についての規定を今年度中に整理しておく必要があるのではないかと意見があった。

議長から、「意向投票によることなく」は「意向投票の結果に左右されることなく」と捉えており、「意向投票を行うことなく」ではないと理解している。本学でいうところの意向調査は行うが、その結果に振り回されることなく選考を行うということは、本会議で確認されている。ガバナンス・コードが「意向投票（＝意向調査）を行わないように」という趣旨であれば規則を見直す必要があるので、ガバナンス・コードの趣旨を確認し、他大学の状況も踏まえながら、学長選考が終わってから議論していきたいと説明があった。